

○ ひたちなか市まちをきれいにする条例施行規則

平成 18 年 6 月 26 日

規則第 52 号

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市まちをきれいにする条例(平成18年条例第13号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第6条第3項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、ごみ等の散乱を防止するために十分な大きさを確保するものとし、特に缶、瓶等に収納した飲食物を販売する自動販売機を設置する場合については、1台につき30リットル以上とすること。
- (3) 販売する商品に応じ、おおむね缶、瓶、燃えるごみ等に区分して投入できるものであって、かつ、その旨の表示があること。

2 条例第6条第3項に規定する回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、かつ、ごみ等の投入に支障のない位置とする。

(禁止違反者に対する命令)

第3条 条例第9条に規定する命令は、中止・原状回復命令書(様式第1号)により行うものとする。

(立入調査員証)

第4条 条例第11条第1項又は第2項の規定による立入調査を行う職員は、立入調査員証(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第12条に規定する勧告は、勧告書(様式第3号)により行うものとする。

(勧告履行命令)

第6条 条例第13条に規定する命令は、勧告履行命令書(様式第4号)により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第14条に規定する公表は、ひたちなか市公告式条例(平成6年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 命令の内容及び命令に従わなかつた旨
- (4) その他市長が必要であると認める事項

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(ひたちなか市空き缶等回収に関する条例施行規則の廃止)

2 ひたちなか市空き缶等回収に関する条例施行規則(平成6年規則第86号)は、廃止する。